

平成 22 年 2 月吉日

道銀純金積立「金未来」 ご利用のお客さまへ

株式会社 北海道銀行

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は北海道銀行をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客さまにご愛顧いただいております道銀純金積立「金未来」のご契約内容につきまして、弊行業務委託先である三菱商事株式会社において平成 22 年 5 月 1 日にシステム更新を行うこととなりました。つきましては、本契約内容（道銀純金積立契約規定）に一部変更が生じることから、別紙にてご案内申し上げます。

このことに伴い、平成 22 年 4 月 19 日（月）の引落日において、年間口座管理料¹の引落しが連続して3ヶ月以上行われていなかった場合²は、お客さまのご契約を新システムに移行することができません。つきましては、現契約規定第 14 条に基づきお客さまのご契約は自動解約（契約解除）となり、お客さまが保有されている「金」は、平成 22 年 4 月 22 日時点の最終残高を平成 22 年 4 月 23 日付で売却し、お取引口座へ売却代金をご入金させていただきますので、予めご了承くださいませお願い申し上げます。また、平成 22 年 5 月以降につきましても同様に、年間口座管理料の引落しが連続して3ヶ月行われていなかった場合は、自動解約（契約解除）となりますので、他の変更点を含め道銀純金積立契約規定の変更内容（別紙）をご確認願います。

お客さまのお口座からの引落日は毎月 18 日（銀行休業日の場合は翌営業日）でございます。年間口座管理料引落対象のお客さまは引落日の前営業日までに年間口座管理料（1,260 円（税込））+ 月額購入代金 + 購入委託手数料³をお取引口座にご用意くださいますようお願い申し上げます。

1. 年間口座管理料のお支払い方法は、初回分については原則として申込翌月の引落日に指定口座より引落すこととなり、それ以降は、申込翌月の年応当月に引落させていただきます。なお、お客様都合により引落しが行われなかった場合は、その翌月に引落すこととなり、その翌月以降も同様となります。また、年間口座管理料は原則として年間口座管理料引落月の翌月から1年間の口座管理料となりますが、引落しとなっていないお客さまにつきましては今年度分に充当されます。
2. 例：2月18日（木）3月18日（木）4月19日（月）と連続して年間口座管理料の引落しが行われなかった場合。
3. 購入一時停止中のお客さまは年間口座管理料のみ、増額月のご指定を頂いているお客さまは年間口座管理料 + 月額購入代金 + 増額金額 + 購入委託手数料となります。

敬 具

【お問合せ先】

三菱商事株式会社 ゴールド事務局：0120-30-3755（フリーダイヤル）

（受付時間：平日午前9時30分～午後6時）

北海道銀行お取引店：電話番号等はホームページ上の「店舗・ATM検索」をご参照ください

（受付時間：平日午前9時00分～午後5時）

現行	変更後
<p>第1条 契約内容 (1) 道銀純金積立契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様の預金口座から、あらかじめ一定金額を口座振替の方法によりお支払いいただき、その金額に相当する金地金をお客様の委託により当行が分割して購入し、お客様が購入された金地金をお客様のご指示によって保管、返還、売却いたします。 (2) 当行は、金地金の保管及び引出し等の手続きを三菱商事株式会社（以下「業務委託先」といいます。）に委託します。</p> <p>第2条 申込み 本契約をお申込みの場合は、当行所定の書面に記名・届出印章を押印の上届け出てください。お申込みは、毎月末日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）に締切り、第4条および第5条に従って申込みをした月の翌月1日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）より金地金の購入を開始します。</p> <p>第3条 購入期間・自動更新・契約の終了 (1) お客様が本契約に基づき購入を委託する期間（以下「購入期間」といいます。）は、購入を開始する月の翌年当月の前月末までとします。ただし、お客様より購入期間満了前月の末日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）までに本契約解約の申し出がない場合は、本契約は同内容にてさらに1年間自動的に延長される（以下「自動更新」といいます。）ものとし、その次の年以降も同様とします。 (2) 前記（1）にかかわらず、購入期間は最長10年とし、お客様より自動継続取り止めの特別な意思表示がない場合は、再度10年の購入期間とさせていただきます。</p>	
<p>第4条 購入代金・購入委託手数料・口座管理料 (1) 購入代金は、月額3,000円から1,000円単位で指定された一定金額とします。お客様には当行所定の料率による購入委託手数料を毎月お支払頂きます。 (2) 購入代金および購入委託手数料は毎月18日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に表記の指定預金口座（以下「指定口座」といいます。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。この場合、当座勘定規定または預金規定にかかわらず小切手の振出、または預金通帳、および預金払戻請求書の提出は不要とします。 (3) お客様には当行所定の口座管理料をお支払いいただきます。なお、お支払い方法は、年間口座管理料を原則として申込翌月の18日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落とすこととし、それ以降は年間口座管理料を原則として毎年申込翌月の18日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に指定口座から引落させていただきます。</p>	<p>全文削除</p> <p>変更および一部削除 第4条 購入代金・購入委託手数料・口座管理料（以下「年会費」という） (1) 購入代金は、月額3,000円から1,000円単位で指定された一定金額とします。お客様には当行所定の料率による購入委託手数料を毎月お支払頂きます。 (2) 購入代金および購入委託手数料は毎月18日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に新規申込書または変更解約申込書に記載の指定預金口座（以下「指定口座」といいます。）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。この場合、当座勘定規定または預金規定にかかわらず小切手の振出、または預金通帳、および預金払戻請求書の提出は不要とします。 (3) お客様には当行所定の年会費をお支払いいただきます。なお、お支払い方法は、原則として申込翌月の18日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落とすこととし、それ以降は原則として毎年申込翌月の18日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に指定口座から引落させていただきます。</p>
<p>(4) 購入代金の預り金に対する利息はつけません。 (5) 購入代金・購入委託手数料および口座管理料の引落日における指定口座の残高（指定口座に当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）が引落日に満たない場合は、引落日およびこれに伴う本契約第5条の取扱いはいたしません。 (6) 解約、契約解除、不可抗力により本契約が終了した場合、既に受け入れた購入委託手数料および口座管理料は返却致しません。</p>	<p>追加 (4) 前項で定める年会費の引き落としが行われなかった場合、その翌月18日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）に指定口座より引き落とすこととし、また、その翌月も同様とします。年会費の引き落としが連続して3回行われなかった場合、第14条に従い契約解除とし、本契約は終了するものとします。</p> <p>変更 (5) 購入代金の預り金に対する利息はつけません。 (6) 購入代金・購入委託手数料および年会費の引落日における指定口座の残高（指定口座に当座貸越契約がある場合、その当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）が引落日に満たない場合は、引落日およびこれに伴う本契約第5条の取扱いはいたしません。 (7) 解約、契約解除、不可抗力により本契約が終了した場合、既に受け入れた購入委託手数料および年会費は返却致しません。</p>
<p>第5条 購入方法および所有権の移転 (1) 当行は、お客様の申込金額に応じて、購入代金引落日の翌月1日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）から月末日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）までの毎営業日（年末年始等の特定日を除きます。）、当行所定の店頭販売価格にて金地金（純度99.99%のもの。以下同様とします。）を購入するものとします。なお、毎日の購入金額は、1ヶ月当りの購入代金を各月の当行購入日数で割った金額とし、端数は各月の購入第1日目で調整します。 (2) 金地金の購入は、グラム単位の小数点第6位以下は切り上げます。 (3) 金地金の所有権は、購入と同時にお客様に移転します。 (4) 当行は、当行が本条第1項に基づき購入した金地金の購入内容を「残高報告書」に記載して、年2回（3月および9月末基準）当行所定の方法で届出住所あて通知します。</p>	<p>変更 (2) 金地金の購入は、グラム単位の小数点第5位以下は切り捨てます。</p> <p>変更 (4) 当行は、当行が本条第1項に基づき購入した金地金の購入内容を「残高報告書」に記載して、年2回（6月および12月末基準）当行所定の方法で届出住所あて通知します。</p>

現行	変更後
<p>第6条 ボーナス月増額購入 第4条にかかわらず、本契約をお申込みの時に、当行所定のボーナス増額月の組み合わせの中からお客様が御指定される組み合わせの月において、1,000円単位でボーナス月増額購入を設定することが出来ます。</p> <p>第7条 消費寄託 (1) 当行は、この契約に基づいて購入した金地金を、お客様がご売却もしくはお引出しされるまで、責任をもってお預りいたします。 (2) 前項に定めるお預りは、民法第666条に定める消費寄託の方法によるお預りといたします。これにより、お客様は、購入された金地金と同等、同量の金地金の返還請求権を当行に対し取得されることとなります。</p> <p>第8条 ボーナスポイント増量特典 (1) お客様が、積立購入期間満了日まで1年を通して金地金を購入され積立された場合には、積立購入期間満了日を迎える毎に、ボーナスポイント増量特典として、当行が別途定める方法にて算出した金地金を、積立購入期間満了日をもってお客様の金地金に加算いたします。「ボーナスポイント」の性質は、お客様から約定期間満了まで金地金の消費寄託を受けたことに対する対価とさせていただきます。なお、この特典により増量される具体的な金地金量は市況の変化により変動するものであり、増量されない場合もあります。当行は、お客様に対し、金地金の増量を保証するものではありません。 (2) 第12条により積立購入委託を休止されているお客様についても積立委託が継続しているものとみなして、本条第(1)項の適用をいたします。 (3) 第11条により中途解約されるとき、および第14条により契約解除となるときには、お客様の金地金に加算はいたしません。</p> <p>第9条 金地金引出し</p>	
<p>(1) お客様が積み立てられた金地金を引出しする場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、純金積立申込確認書または純金積立残高報告書等ご契約の事実を証する書面（以下「申込の証」といいます。）とともに当行に提出してください。当行は金地金を配達証明書付書留郵便又は宅配便にてご返却します。受領者の配達証明書または受領書の取得により、かかる金地金がお客様に届いたものとみなします。この場合の所定の送料および保険料等（以下「送料等」といいます。）は、お客様のご負担とし、送料等合計額に相当する金地金数量を、お客様の金地金から売却させていただきます。店頭でのご返却は致しません。なお、ご返却には当行所定の日数を要します。</p>	<p>変更 (1) お客様が積み立てられた金地金を引出しする場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、純金積立申込確認書または純金積立残高報告書等ご契約の事実を証する書面（以下「申込の証」といいます。）とともに当行に提出してください。当行は金地金を配達証明書付書留郵便又は宅配便にてご返却します。受領者の配達証明書または受領書の取得により、かかる金地金がお客様に届いたものとみなします。この場合の所定の送料および保険料等（以下「送料等」といいます。）は、お客様のご負担とし、着払いとさせていただきます。店頭でのご返却は致しません。なお、ご返却には当行所定の日数を要します。</p>
<p>(2) 引出しは、金地金（1Kg,500g,100g,50g,10g,5gの中からお客様が御指定の重量範囲内での大きい順）によりできるものとし、原則として引出し申込み日前営業日現在のお客様が積み立てられた金地金重量残を限度とします。</p> <p>(3) 本条第1項から第2項のお取扱いにおいて、金地金のお引取り前に生じた価格変動等による損害については、当行は責任を負いません。また、金地金のお引取り後において生じた盗難、滅失、毀損等による損害、その他一切の危険は、お客様のご負担とします。</p> <p>(4) お客様の金地金のお引取りがない場合は、ご返却金地金は管轄郵便局または運送業者より業務委託先へ返送されます。この場合、業務委託先ではお客様よりお引取りのお申し出があるまで、当該金地金を再度保管致します。</p> <p>(5) お客様のご希望により前日までに購入した金地金を引出し、当行所定の方法により業務委託先に引渡すよう指定することができます。</p> <p>第10条 金地金の一部売却 お客様が積み立てられた金地金の一部売却をする場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、「申込の証」とともに当行に提出してください。この場合、当行はお客様が積み立てられた金地金について、次により取引店において売却に応じます。原則として売却申込前営業日現在のお客様が積み立てられた金地金重量残を限度とします。又、1グラム以上1グラム単位で原則売却届出当日の当行所定の店頭買取価格にて買取り、売却代金を当行所定の日に指定口座に入金します。</p> <p>第11条 解約</p>	<p>変更 (2) 引出しは、金地金（1Kg,500g,100gの中からお客様が御指定の重量範囲内での大きい順）によりできるものとし、原則として引出し申込み日前営業日現在のお客様が積み立てられた金地金重量残を限度とします。</p>
<p>(1) お客様が本契約を解約する場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、「申込の証」とともに当行に提出してください。この場合、<u>解約申込前営業日現在のお客様が積み立てられた金地金重量残を限度として、金地金の引出しについては本条第2項により、売却については本条第3項により、それぞれ行います。</u></p> <p>(2) お客様が積み立てられた金地金を引き出す場合は、本契約第9条に準じて取り扱います。なお、お引出しになられた以外の残量については、本条第3項に準じて売却します。</p> <p>(3) お客様が積み立てられた金地金を全量売却する場合は、本契約第10条に準じて取り扱います。</p>	<p>変更 (1) お客様が本契約を解約する場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、「申込の証」とともに当行に提出してください。<u>解約のお申し出のあった月の最終営業日を解約日と定め、その日の金地金の購入をもって本契約は終了します。当行はお客様の金地金全量を、解約日の翌営業日に、金地金の引出しについては本条第2項により、売却については本条第3項により、それぞれ行います。</u></p>

現行	変更後
<p>(4) 解約届出日以降解約申込月末までのお客様よりの購入代金預り金の残金については、<u>当行所定の日に指定口座に入金します。但し、解約受付日時点で、翌月の購入代金を口座振替の方法によりお支払い済みの場合は、当該代金につき別途当行所定の日に指定口座に入金します。</u></p>	<p>一部削除 (4) <u>解約届出日以降解約申込月末までのお客様よりの購入代金預り金の残金については、当行所定の日に指定口座に入金します。但し、を削除。</u></p>
<p>第12条 購入代金の変更等 (1) お客様が購入代金の変更または購入の一時休止を希望する場合は、当行所定の書面に届出の印章により記名押印して、「申込の証」とともに当行に提出してください。 (2) 申込は毎月末日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）に締切り、原則として翌々月購入分より変更します。 (3) 購入の再開をする場合も、本条第1項および第2項と同様とします。</p> <p>第13条 届出事項の変更 (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 当行が届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を送付した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>第14条 契約解除 (1) お客様が次の各号の一つにでも該当した場合は、当行は本契約を解除することができるものとします。 お申込時に虚偽の申告をした場合 本契約のいずれかに違反した場合</p>	
<p>口座管理料をお支払いいただけない場合</p>	<p>変更 年会費をお支払いいただけない場合</p>
<p>契約者が死亡した場合 引き落とし口座が解約された場合 (2) 前項に該当する場合は、お客様が積み立てられた金地金を当行所定の日に当日の当行所定の店頭買取価格にて換金し、当行所定の方法によりお支払いします。</p> <p>第15条 譲渡・質入れの禁止 お客様が積み立てられた金地金の買取請求権等この契約による預け主の権利は、譲渡または質入れすることはできません。</p> <p>第16条 届出印と印鑑照合 (1) 指定口座の届出印を本契約の届出印とし、改印により指定口座の届出印が変更となった場合は、本契約の届出印も変更されたものとします。 (2) 本契約に基づく諸取引において、申込書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違無いものと認めて取扱いしたものは、それらの書類につき偽造・変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>第17条 合意管轄 本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または各支店を管轄する裁判所を管轄裁判所とする事に合意します。</p> <p>第18条 不可抗力 (1) 法令の改廃及び戦争・暴動等の不可抗力により本契約の継続が出来ない事由が発生したと当行が認める場合には、当行は本契約に基づく取引を中止することができるものとします。 (2) 国際的な金市場および為替市場が閉鎖した場合、または業務委託先が金市場において本契約を履行するために必要な売買が行えない客観的事由がある場合には、当行はお客様に対して何らの損害賠償義務を負うことなく、本契約に定める金地金売買取引を中止できるものとします。</p>	
<p>第19条 規定の変更 本規定の内容を変更する場合、当行はあらかじめ変更内容および変更日を当行本支店に掲示するか、または書面でお客様に通知するものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容が適用されるものとします。</p>	<p>追加 第19条 免責事項 当行および業務委託先が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき、本契約に基づく取引およびサービスの取扱いに遅延、不能が生じてもこれによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>第20条 サービスの変更・中止 本契約は、金融情勢の変化等によりお客様に事前に通知することなく、変更・中止することがあります。</p>	<p>変更 第20条 規定の変更 本規定の内容を変更する場合、当行はあらかじめ変更内容および変更日を当行本支店に掲示するか、または書面でお客様に通知するものとします。この場合、変更日以降は変更後の内容が適用されるものとします。</p> <p>第21条 サービスの変更・中止 本契約は、金融情勢の変化等によりお客様に事前に通知することなく、変更・中止することがあります。</p>